

○東京海洋大学海洋工学部編入学規則

(趣旨)

第1条 東京海洋大学学則（以下「学則」という。）第27条に基づき、東京海洋大学海洋工学部（以下「海洋工学部」という。）への編入学に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(募集人員)

第2条 募集人員は、次のとおりとする。

- 一 海事システム工学科 若干人
- 二 海洋電子機械工学科 若干人
- 三 流通情報工学科 若干人

(入学資格)

第3条 海洋工学部に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、第2号については工学系の学科等並びに第3号及び第4号については工学系の学部等に限る。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 学士の学位を有する者
- 四 大学に2年以上（休学期間を除く。）在学し、62単位以上取得した者

(入学年次)

第4条 編入学を許可する年次は、次のとおりとする。

- 一 海事システム工学科 3年次
ただし、航海システムコースは、商船高等専門学校を卒業した者で、かつ、三級海技士（航海）の筆記試験免除の資格を有する者に限る。
- 二 海洋電子機械工学科機関システム工学コース希望者 2年次
ただし、商船高等専門学校を卒業した者で、かつ、三級海技士（機関）の筆記試験免除の資格を有する者は、3年次とする。
- 三 海洋電子機械工学科制御システム工学コース 3年次
- 四 流通情報工学科 3年次

(修業年限)

第5条 編入学者の修業年限は、学則第20条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 2年次に編入学する者にあつては3年とする。
- 二 3年次に編入学する者にあつては2年とする。

(在学年限)

第6条 編入学者の在学年限は、学則第21条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 2年次に編入学する者にあつては6年とする。ただし、2年次には2年を超えて在学することができない。
- 二 3年次に編入学する者にあつては4年とする。

(既修得単位)

第7条 編入学者の本学入学以前に修得した単位の取扱いについては、別に定める。

(卒業に必要な単位等)

第8条 編入学者の卒業に必要な単位数及び授業科目等は、編入学した年次の在学者と同じとする。

(準用)

第9条 この規則に定めるもののほか、学則その他の諸規程を準用する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、編入学に関し必要な事項は、海洋工学部教授会の議を経て、海洋工学部長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。